



障害のある人のための職業訓練

令和6年度 委託訓練受講者募集



※令和6年4月1日より校名が
千葉県立障害者高等技術専門校から
千葉県立障害者テクノスクールに変わりました。

受講料無料（※テキスト代、検定料等は実費負担となります。）

障害者委託訓練とは

障害のある求職活動中の方が、就職に必要な知識・技能等を習得し、職業人として自立するために、千葉県が企業や社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関などに、訓練を委託して実施する短期の公共職業訓練です。

受講対象者

身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害・難病などを有する方で、次の全ての要件を満たしている方

- ① 公共職業安定所に求職登録をしている方
- ② 原則、公共職業安定所長による受講あっせんを受けられる方
- ③ 職業訓練を受講することにより就労が見込まれる方
- ④ 障害の症状が安定しており、訓練受講に支障のない方
- ⑤ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保持者、または公的機関等による判定書や診断書、及び主治医の意見書などにより、障害を有することの証明のある方
(障害を複数有する方は、所有するすべての手帳、または証明できるすべての判定書や診断書等を提出していただきます)